

「よくわかる大津市の介護サービス」

官民協働発行事業者選定要領

1 目的

本要領は、「よくわかる大津市の介護サービス」（パンフレット）の官民協働発行事業者選定にあたり、プロポーザル方式に準じる実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業
- (2) 業務内容 別紙1『「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業仕様書』のとおり
- (3) 対象年度 第1期 令和9（2027）年度版
第2期 令和10（2028）年度版
第3期 令和11（2029）年度版
- (4) 業務期間
 - 第1期 制作期間：令和8年10月1日から令和9年4月30日まで
配布期間：令和9年5月1日から令和10年4月30日まで
 - 第2期 制作期間：令和9年10月1日から令和10年4月30日まで
配布期間：令和10年5月1日から令和11年4月30日まで
 - 第3期 制作期間：令和10年10月1日から令和11年4月30日まで
配布期間：令和11年5月1日から令和12年4月30日まで

3 予算額

- (1) 大津市は当該事業において協働発行事業者が行う業務に対して費用を負担しない。
- (2) 協働発行事業者は広告の募集を行い、その収入は協働発行事業者の収入とする。
- (3) 大津市は「大津市が実施する高齢者福祉・介護についての情報」を提供する。

4 実施形式

プロポーザル方式に準じる

5 スケジュール

- 令和8年7月27日（月） 募集開始
- 令和8年7月31日（金） 質疑受付締切
- 令和8年8月 7日（金） 質疑に対する回答（ホームページ掲載）（予定）
- 令和8年8月14日（金） 参加申込、企画提案書等の提出締切
- 令和8年8月27日（木） 書類審査
- 令和8年9月 4日（金） 結果通知（予定）

6 参加資格

本事業者選定に参加できる者（提案者となろうとする者）は、募集の日から書類審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本事業者選定に参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ロ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員

を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずるもの

(f) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(g) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(h) (f)から(g)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑及び応答

(1) 提出方法 別添の質問書【様式6】により、電子メールにて提出すること。メールの件名に「質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、複数の質問がある場合には1つのファイルにまとめて送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年7月31日（金） 13時00分まで（必着）

(3) 提出先 「16問合せ先」に記載のある担当窓口

(4) 回答日 令和8年8月7日（金）（予定）

(5) 回答方法 大津市ホームページにて掲載

※ジャンル「事業者向け」⇒「事業者・団体等の募集」⇒「事業者の募集等」⇒「介護保険

課「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業者の募集について（令和 8 年 10 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日）」⇒「質問に対する回答」

8 参加申込の手続き

本事業者選定への参加を希望する者は、本選定要領、仕様書及び大津市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記の書類を 7 部提出すること。なお、【様式 1】及び【様式 2】については、原本 1 部、写し 6 部とする。

ア 【様式 1】参加申込書

※大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて 1 部提出すること。

（法人の場合）

- (ア) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）
- (イ) 役員名簿
- (ウ) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

（個人の場合）

- (ア) 本人確認書類の写し
- (イ) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

イ 【様式 2】誓約書

ウ 【様式 3】法人等の概要

エ 【様式 4】企画提案書

オ 【様式 5】事業実績一覧表

カ 誌面見本

キ 類似事業冊子見本

ク 会社案内（パンフレット等）

(2) 提出方法

持参又は郵送に限る。

持参の場合は、令和 8 年 7 月 27 日（月）から同年 8 月 14 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。

郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

- (3) 提出先 「16 問合せ先」に記載のある担当窓口

9 提案を求める項目

- (1) 事業実施に当たっての組織・体制
- (2) 作成等スケジュール
- (3) 構成（レイアウト・デザイン等）に関しての創意工夫の提案
- (4) その他の独自提案
- (5) 広告主の見込数及び募集方法
- (6) 問合せ等の対応
- (7) 誌面見本（今回の提案のために作成した見本又は他自治体で作成したものを見本とする可。）

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業者選定に係る審査委員会が審査する。

- (1) 審査方法 書類審査により行う。ただし、市が必要と認める場合には聞き取り調査を行う。
- (2) 審査日 令和8年8月27日（木）
- (3) 審査員 市職員5人程度を予定

11 審査結果

- (1) 通知方法 書類審査を受けた全ての申請者に対し、文書にて通知する。
- (2) 通知予定日 令和8年9月4日（金）

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本事業者選定に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

13 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本事業者選定の協定締結候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本事業者選定を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本事業者選定に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに【様式 7】辞退届を「16 問合せ先」に記載のある担当窓口に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 選定要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、協働発行事業者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、協働発行事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本事業者選定の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 配布資料

(1) 【別紙 1】「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業仕様書

(2) 【別紙 2】「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業協定書（案）

(3) 【様式 1】参加申込書

(4) 【様式 2】誓約書

(5) 【様式 3】法人等の概要

(6) 【様式 4】企画提案書

(7) 【様式 5】事業実績一覧表

(8) 【様式 6】質問票

(9) 【様式 7】辞退届

(10) 【参考 1】大津市広告掲載要綱

(11) 【参考2】大津市広告掲載基準

16 問合せ先

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部介護保険課

認定審査係 担当：濱野

T E L 077-528-2753

E-Mail otsu1426@city.otsu.lg.jp